令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります

子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を 全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

いつ から?

開始時期について

■ 子ども・子育て支援金は令和8年4月分保険料(5月納付分)より一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。



■ 納入告知書(請求書)には、**第3の費目**として子ども・子育て支援金が追加されます。



※健保組合は、子ども・子育て支援金の代行徴収的な位置づけになります。

何に 使う?

支援金の使途は

- 支援金を財源として、国がこども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。
- 加速化プランとは、我が国の**少子化対策を促進**するために、児童手当の拡充等の給付 を拡充するなど、さまざまな施策のことです。

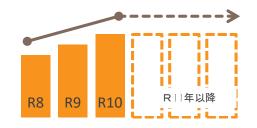
<加速化プランの施策>

妊婦のための支援給付 出生後休業支援給付率の引き上げ 育児時短就業給付 等

いくら 支払う?

どの程度の負担額か

<支援金率・支援金の負担イメージ>



支援金額の計算方法

(標準報酬月額×支援金率※=毎月の支援金額)

※支援金率は、令和8年度からスタートし、 令和10年度にかけて0.4%程度に段階的に 上がることが想定されます。

(参考) 各年度における支援納付金の総額 (医療保険制度全体)

R8年度...約6,000億円

R9年度...約8,000億円

R10年度...約1兆円

- ただし、国が令和10年度に支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や 介護保険料のように右肩上がりで増え続けることはありません。
- 健保組合と協会けんぽには、国が一律の支援金率を示すこととなっています。